

A T C 公共的空間整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市が、海浜公園として開放され市民の憩いの場として利用されているオズパークについて、その公共性並びに同施設ひいてはコスモスクエア地区への集客力向上に資することで公共の福祉を増進し、地域経済の活性化に寄与することを目的に、その管理運営に必要な経費の一部を助成するA T C公共的空間整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助率)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に定めるオズパーク（住之江区南港北2丁目15-3、15-4別図参照）の管理運営にかかる事業とする。

2 補助事業の対象面積については、13,215.12m²とする。

3 補助の対象となる者は、前項に定める補助事業を行うアジア太平洋トレードセンター株式会社とする。

4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要と認められる次に掲げる経費の総額（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

・警備費、清掃費、植栽管理費、消耗品費、光熱水費、修繕費

5 補助金の額は、前項に定める経費の2分の1相当額の千円未満を切り捨てた額とし、予算額を上限とする。

6 補助の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする事業の属する年度の開始日から1年間とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、A T C公共的空間整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始日の属する年度の前年度の3月末（以下「申請期日」という。）までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

3 本条第1項の規定は、申請期日以降に、補助金にかかる予算が成立し、これにより補助金の交付を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第1項中「事業開始日の属する年度の前年度の3月末（以下「申請期日」という。）まで」は、「当該予算が成立した日から14日以内」と読み替えるものとする。

(交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、A T C公共的空間整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、A T C公共的空間整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によ

り補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから 60 日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、ATC公共的空間整備事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日とする。

(交付の時期等)

第6条 市長は、補助事業の完了後、第12条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、ATC公共的空間整備事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、ATC公共的空間整備事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、補助金交付決定額の 20%以内の減額とする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、ATC公共的空間整備事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の

事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、A T C 公共的空間整備事業補助金実績報告書（様式第 8 号）に規則第 14 条各号に掲げる事項及び補助金の交付決定額とその精算額を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
- (2) 収支決算書
- (3) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (4) 事業記録写真（修繕工事を行った場合等、必要に応じ添付すること。）

(補助金の額の確定等)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、A T C 公共的空間整備事業補助金額確定通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 13 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長は A T C 公共的空間整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

(財産の処分制限)

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その交付した補助金の全部に相当する金額をあらかじめ本市に納付した場合並びに当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）」に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(関係書類の整備)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 12 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 3 月 28 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の A T C 公共的空間整備事業補助金交付要綱の規定は、予算執行年度が平成 29 年度以降の補助金について適用し、平成 28 年度の補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の A T C 公共的空間整備事業補助金交付要綱の規定は、予算執行年度が平成 30 年度以降の補助金について適用し、平成 29 年度の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の A T C 公共的空間整備事業補助金交付要綱の規定は、予算執行年度が令和 2 年度以降の補助金について適用し、令和元年度の補助金については、なお従前の例による。

附 則

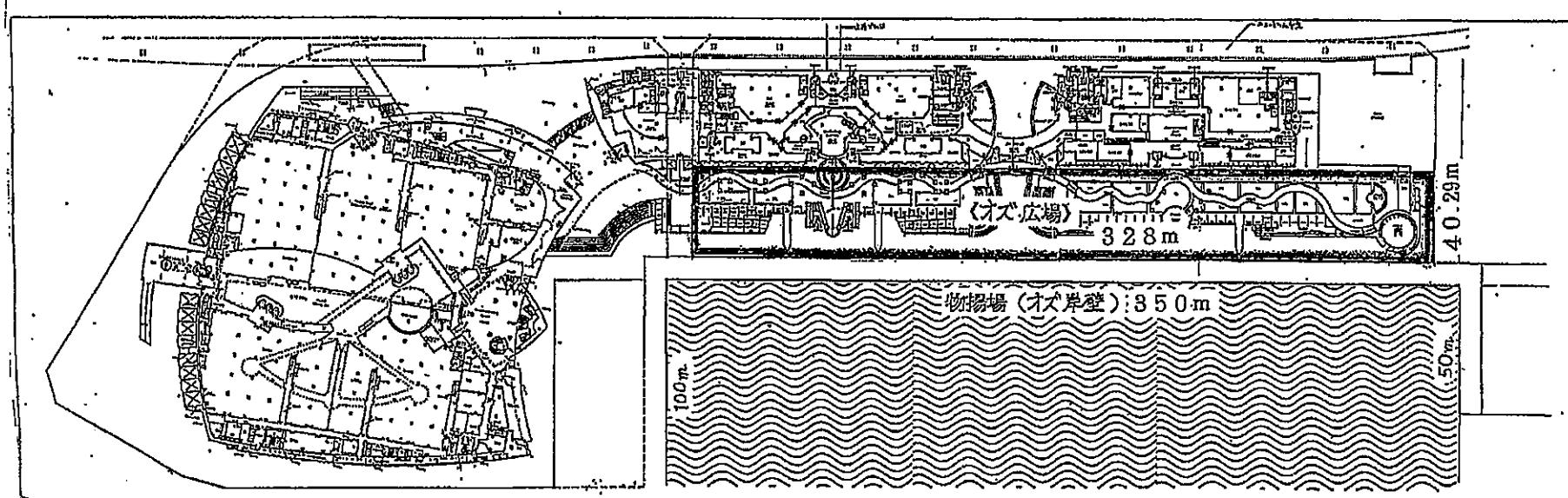
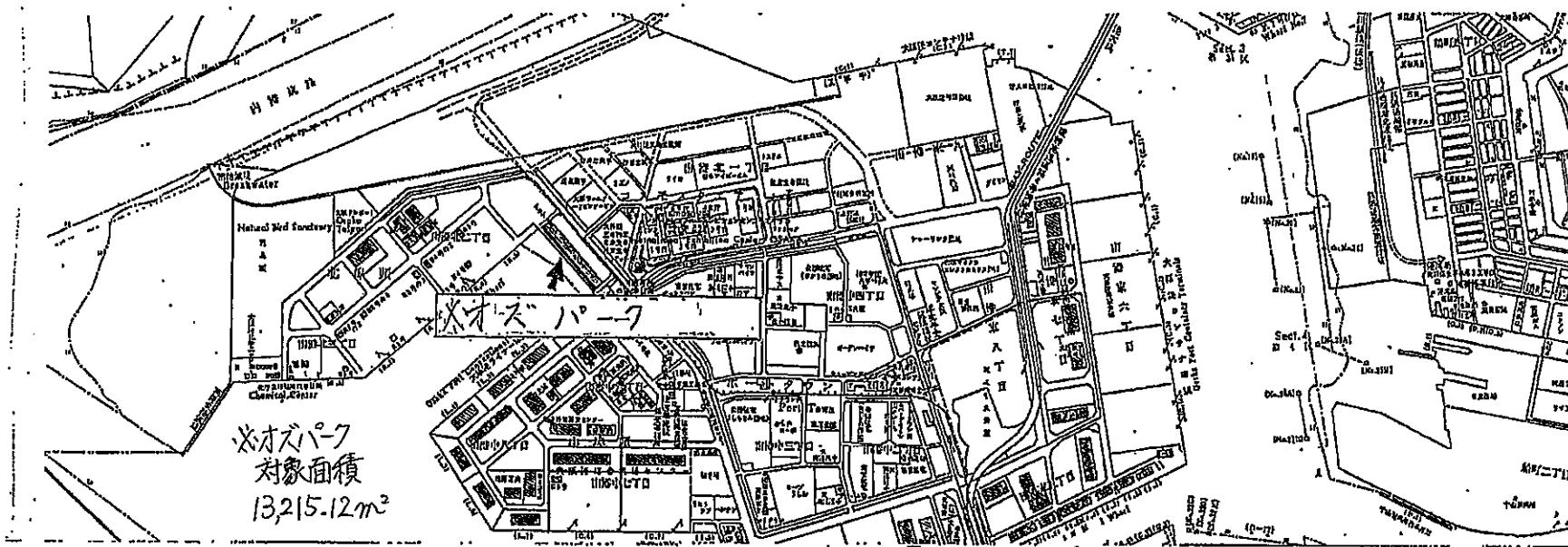
(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 2 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の A T C 公共的空間整備事業補助金交付要綱の規定は、予算執行年度が令和 3 年度以降の補助金について適用し、令和 2 年度の補助金については、なお従前の例による。

《オス広場》(愛称; O's(オス)パーク) 位置概略図

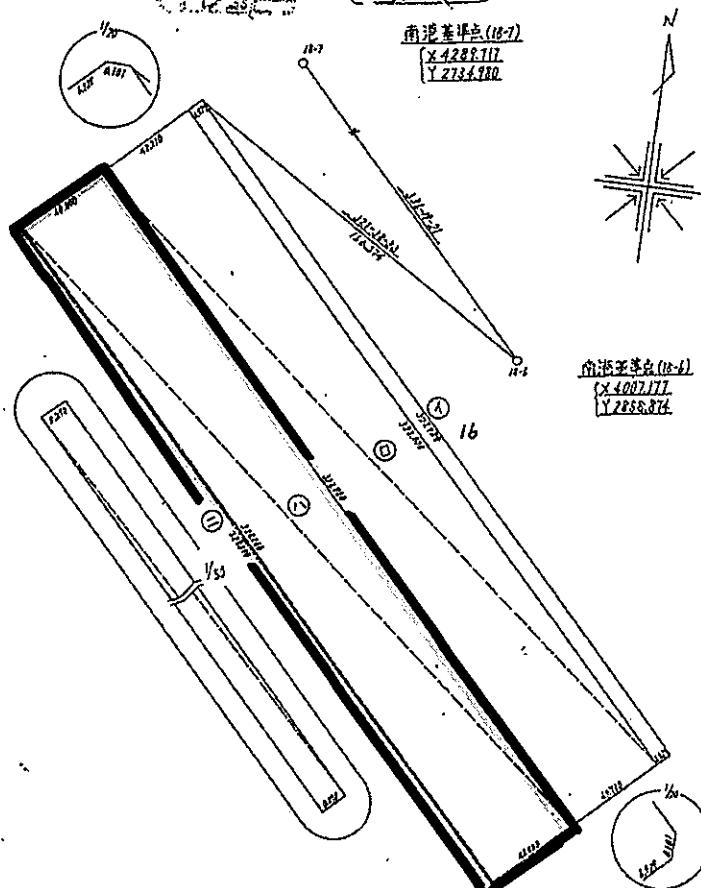




地番	八丁目	測量図
土地の所在	大坂町八丁目	北2丁目

地番	区分	底辺	垂線	信函積	地積
④	1	328.000	42.710	14,008.880000	
	2	328.000	42.710	14,008.880000	
	合計			28017.760000	
15-3	二階			14,008.880000	14,008.88
	1	328.000	40.000	13,120.000000	
	2	328.000	40.000	13,120.000000	
15-3	合計			26,240.000000	
	二階			13,120.000000	13,120.00
	1	328.000	0.290	95.120000	
⑤	2	328.000	0.290	95.120000	
	合計			190.240000	
	一階			95.120000	95.12

$$\textcircled{1} \quad 15-1 \quad 295,9947 - 14,008,8868 - 13,120,0060 = 295,1200 + 2,295,9947$$



作製者 大阪市港湾局管理部管理課
大上 勤 (平成 2 年 10 月 24 日作製)

申 請 人 大阪市長 西 尾 正 也

(様式第1号)

年　月　日

大　阪　市　長

住　　所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏　　名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

A T C公共的空間整備事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、A T C公共的空間整備事業補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金_____円
(2) 算出の基礎

2 補助事業等の名称、目的及び内容

- (1) 名称
(2) 目的
(3) 内容

3 補助事業等の開始及び完了予定日

年　月　日～　年　月　日

4 添付書類

- (1) 事業計画書
(2) 収支予算書

(様式第2号)

大阪市指令経国第 号
年 月 日

様

大阪市長

A T C公共的空間整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったA T C公共的空間整備事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、A T C公共的空間整備事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助事業等の開始及び完了予定日
年 月 日～ 年 月 日

3 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（A T C公共的空間整備事業補助金交付要綱第7条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及びA T C公共的空間整備事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

4 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大経国第
年月日

様

大阪市長

A T C公共的空間整備事業補助金不交付決定通知書

年月日付けで申請のあったA T C公共的空間整備事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、A T C公共的空間整備事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

年　月　日

大　阪　市　長

住　　所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏　　名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

A T C公共的空間整備事業補助金交付申請取下書

年　月　日付け大阪市指令経国第　　号にて通知のあったA T C公共的空間整備事業補助金の交付決定について、A T C公共的空間整備事業補助金交付要綱第5条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

年　月　日

2 取下げの理由

(様式第5号)

年　月　日

大　阪　市　長

住　　所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏　　名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

A T C公共的空間整備事業補助金変更承認申請書

年　月　日付け大阪市指令経国第　　号にて補助金の交付の決定を受け
た補助事業等について、A T C公共的空間整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の
とおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

1　変更内容

(変更前)

(変更後)

2　変更理由

(様式第6号)

年　月　日

大　阪　市　長

住　　所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏　　名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

A T C公共的空間整備事業補助金中止・廃止承認申請書

年　月　日付け大阪市指令経国第　　号にて補助金の交付決定を受けた
補助事業等について、A T C公共的空間整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のと
おり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令経国第 号
年 月 日

様

大阪市長

A T C公共的空間整備事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令経国第 号にて交付決定したA T C公共的
空間整備事業補助金についてA T C公共的空間整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、
次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

年　月　日

大　阪　市　長

住　　所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏　　名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

A T C公共的空間整備事業補助金実績報告書

年　月　日付け大阪市指令経国第　　号にて補助金の交付決定を受けた
補助事業等について、A T C公共的空間整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、次の
とおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額（精算額）金_____円

（補助金の交付決定額　　金_____円）

3 添付書類

- (1) 補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
- (2) 収支決算書
- (3) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (4) 事業記録写真（修繕工事を行った場合等、必要に応じ添付すること。）

(様式第9号)

大経国第
年月日

様

大阪市長

A T C公共的空間整備事業補助金額確定通知書

年月日付け大阪市指令経国第号にて交付決定したA T C公共的
空間整備事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、A T C公共的空間整備
事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第 10 号)

大阪市指令経国第 号
年 月 日

様

大阪市長

A T C公共的空間整備事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令経国第 号にて交付決定したA T C公共的
空間整備事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、A T C公共的空間整
備事業補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由